

アラハ再議セシムルコトアルヘシ

第八条 議長ハ県令自任シ時トシテ正権参事へ代理セシムルコトアルヘシ

第九条 議問ノ条件左之通り

第一 民費予算徵集方法ヲ設ケル事

第二 道路修繕方法ノ事

第十条 議問ノ条件會議ノ席ニ於テ議決スト雖トモ其方法及ヒ議案ノ章句等ヲ審議討論セント欲スル時ハ議長其場ヲ退キ衆議員ノ内

投票ヲ以テ会頭ヲ定メ此間ノ会主トナスヘシ此場合ニ於テハ一件ノ外他件ヲ併議スルヲ得ス之レヲ小會議ト唱フ

第十一条 小會議ニテ審議討論ノ上議案ノ章句等ヲ改正スルニハ一件毎各議員ノ内投票ヲ以テ三名以上五名迄ノ委員ヲ撰拔シ其事務ヲ担当調理スヘシ

第十二条 総テ議事ニ就テノ規則ハ県會議事章程ノ条件ヲ確守シ不作法ノ儀無之様注意スヘシ

(神奈川県布達)

五 足柄県區区會議事規則および同議員選出に

関する件達

第三号

一 昨明治七年中相違候議事概則今般別冊ノ通り改正區区會ヲ開設シ左ニ掲載スル条目ニ照準シ議員ヲ選挙シ本年三月一日ヲ以テ區會発会ト相定候条本月三十一日限り公選投票可差出此段相違候事但區會ノ儀モ開會ノ日時相定同日迄ニ可申出事

一 區會議員ハ各大區毎ニ區長ノ内一名正副戸長ノ内三名摺テ四名ヲ選挙スベキ事  
但シ豆州ノ儀ハ改正未済ニ付当分ノ内副區長ノ内ニテ四名ヲ選挙スベキ事

選挙スベキ事

一 議員ヲ選挙スルニハ該大区一般人民投票ノ公選ヲ以テ之レヲ定ムル事

一 議員ハ該大区一般人民ノ總代人タル責ヲ負荷シ其論スル所ヲ以テ直チニ一般人民ノ公論ト確認スル者ナレハ該區一般一民ノ委任状ヲ受取ルベキ事

一 區會議員ハ各小区毎ニテ正副戸長ノ内一名各里長ノ内二名摺テ三名人員過少ナレハ里長ヲ公選シテ議員トナスヘキ事

但シ豆州ノ儀ハ当分ノ内各小区毎ニテ副区長一名戸長二名ヲ選

挙議員トスヘキ事

明治九年一月

足柄県令 柏木忠俊

(県会区会ニ関スル布達) (明治九年) 了義寺蔵

(別冊)

議場規則凡例

大会議ト云者ハ平常會議ノ席ニテ諸般ノ事件ヲ漸次ニ議スルヲ得ル  
ヲ云フ

小會議ト云者ハ平常ノ會議ト異ナリ譬ハ一事ヲ議會ニテ可ト決スト  
雖モ其方法及ヒ議案ノ章句等ヲ審議セント欲スル時ハ別ニ議會ヲ開  
キ議長其坐ヲ退ク若シ議長自己ノ説ヲ述ヘント欲スレハ衆議員ト共  
ニ列坐シ互ニ是非ヲ討論ス此議會ノ席ニ於テハ唯其一事ニ属スル方  
法ヲ議スルノミ決シテ他事ヲ議スルヲ得ス此會ノ議長タル者ハ幹事  
長之レニ任スヘシ小會議ヲ開ク時參集ノ議員悉ク列席スルコトアリ  
是レヲ捻小會議ト云或ハ別ニ議員中ヨリ投票ヲ以テ委員若干人ヲ撰  
挙シテ之レヲ別ニ會議セシムル事アリ是レヲ撰任小會議ト云捻小會  
議撰任小會議ハ事ノ輕重ニ由ツテ臨時之レヲ定ム可シ

議會規則

県会ノ事

第一則 県会ハ本支両部ノ地ニ於テ会場ヲ設置シ毎年春秋二次ニ本

支輪転開会スルヲ恒例トス

第二則 県会ハ正副区戸長ヲ議員トナシ以テ成立スルモノナリ

第三則 議會ノトキ本支庁ヨリ出セシ議案ハ開場中主任ノ官員議場

ニ出席シ各議員ノ質疑ニ備フ議員質問アレハ其旨意ヲ説明答弁ス

ヘシ

第四則 議場ノ開閉ハ議長ノ特權ヲ以テ之レヲ定ムヘシ

第五則 一切ノ議案ハ議長之レヲ県会ニ付シ其可否ヲ議サシムヘシ

然レトモ是レヲ施行スルト否サルトハ県庁ノ特裁スル所ナレハ其

權限ヲ踰ルヲ得ス

第六則 議員ハ管内一般人民ノ代議人タル責ヲ負荷スレハ善ク其情

願スル所ヲ暢達セシメ人生当然ノ義務ヲ弁シ官府ノ命令ヲ遵奉シ

公同ノ資益ヲ振興スルヲ以テ自ラ任トスヘシ

第七則 議場ニ於テハ意衷ヲ竭シ毫モ濫藏スルコトナク謹議極論ヲ

要ス其議論スル所忌諱ニ触ル、トモ之レヲ糾弾スルヲ得ヘカラス

第八則 会場ノ議論其ノ本意ヲ失シ或ハ時所位ニ適セサレハ議長ノ

特權ヲ以テ其議案ヲ収ム可シ

議長及ヒ諸役員ノ事

第九則 議長ハ長次官ヲ以テ之レニ充ツヘシ

但シ時宜ニヨリ議員中ヨリ撰挙スルコトアルヘシ

第十則 議長ノ職ハ議場中ノ規則ヲ掌リ議員ヲ統轄シ議問ヲ審定シ

建議ヲ收却スルヲ得ル然レトモ会場ニ於テ自己ノ論ヲ發言スルヲ

得ス

第十一則 議場ノ規則ヲ整理スルハ専ラ議長ノ職掌ナルヲ以テ若シ

之レヲ犯ス者アレハ議長之レヲ警部官ニ命シ退場セシムルノ權ア

リ

第十二則 議事掛書記官ハ本県属官ノ内ヲ以シ議長ノ命ヲ以テ議會

一切ノ事務ヲ綜理スヘシ

第十三則 各議員ノ内ニテ三名乃至五名ヲ公選シテ幹事トナス其ノ

幹事中ノ一名ヲ公撰シテ幹事長ヲ置クヘシ

第十四則 幹事長ハ議長若シ自己ノ論說ヲ陳ヘント欲シ議列ニ就ク

トキハ幹事長ヲシテ代理セシメ且小會議ノ議長タル可シ

第十五則 議員ハ管下各大区ヨリ正副区長ノ内ニテ一名正副戸長ノ

内ニテ三名五大区ニテ摠計二十名ヲ以テ議員トナス各議員本職ノ

専務アリト雖モ議場ニ昇ルニ至テハ齊シク一般ノ議員タリ故ニ管

内一般ノ人民ニ代リ其便否ヲ謹議極論スルヲ以テ任トスヘシ

第十六則 議事ノ調査ヲ便セン為ニ議長ノ見込ヲ以テ予メ議員ヲ數

組ニ分チ弁理セシムルコトアルヘシ

常會臨時會開閉并ニ縦聴ノ事

第十七則 常會ハ本支庁下ニ於テ毎歲一回ツ、之レヲ開ク日數十五

日以内タルヘシ

第十八則 常會ノ外管庁ノ命ニヨリ之レヲ開キ或ハ区戸長十分ノ六

以上ノ申立ニヨリ管庁ノ許可ヲ得テ之レヲ開クコトアリ之レヲ臨

時會トス

第十九則 臨時會ニ於テハ其開會スル事件ノ大意ヲ記シ凡ソ會期ノ

十日前ニ其地ニ達スルヲ計リ議長ヨリ各区ニ報告ス可シ

第二十則 時宜ニヨリ管庁ノ命ヲ以テ會議ヲ散スルコトアルヘシ

第二十一則 左ノ場合ニ於テハ延會ス可シ

一 議員十分ノ五以上闕席セシ時

一 議長出席セサル時

第廿二則 議事ハ衆庶ノ縦聴ヲ許スヘシ

但議場ノ都合ニヨリ人員ヲ限ルコトアルヘシ

第廿三則 左ノ場合ニ於テ縦聴ヲ禁スヘシ

一 議員四分之一以上同説□以テ之レヲ禁セント請フ時

一 議長自ラ之レヲ禁セントスル時

一 議事順序ノ事

第廿四則 會議ノ始終ハ鳴鐘若シ鐘ナキトキハ鼓或ハヲ以テシ着席ノ

柝木ヲ以テ之レニ代ル

順序ハ捻籤ヲ以テ之レヲ定メ椅子毎ニ其ノ記号ヲ貼シ置ケハ毎会  
必ス其席ニ就ク可シ議長出席スルトキハ各議員起テ礼ヲ為ス可シ

但シ議場ノ舗設及諸手續キハ議事掛之レニ任ス可シ

第廿五則 開會中ハ午前第九時昇堂シ午後第四時ニ退場スヘシ

第廿六則 第一次會

議長問題ノ大旨ヲ弁明シ議案ヲ分付シ書記官ニ命シテ其議案ヲ大  
声朗誦滿堂ニ洞徹セシム議員聞キ畢テ之レヲ熟誦精考スヘシ

第廿七則 第二次會

曾テ領収シタル議案ニ付各議員其所見ヲ書シ本日之レヲ朗誦シ或  
ハ口頭ニテ演述スルモ妨ケス第三十五則ニ由テ之レヲ審議ス可シ  
若シ發論者二人以上同時ニ□ツ時ハ着席ノ順序ヲ以テ發言ス可シ  
一員ノ發論中ハ他ノ議員黙聽其議論滿堂ニ洞徹□□□要ス

但シ議員發論セント欲スルトキハ起立シテ議長ト呼フヘシ議長  
其ノ記号ヲ呼テ之レニ答フ然ル後テ發論ス可シ

第廿八則 第三次會

前會ニ討論シタル旨趣ヲ再考シ先ニ領収シタル議案ノ表面ニ可否  
ノ一字ヲ書シ本日之レヲ議長ニ出スヘシ議長其數ノ多少ヲ檢シ其  
ノ可否ヲ決シ書記官ヲシテ決議ノ文案ヲ草セシメ之レヲ各議員ニ

示ス議員其原稿ニ捺印シ閲読ヲ表スヘシ尚ヲ其修正スヘキハ之レ  
ヲ小會議ニ付シ修正セシメ淨書スヘシ

第廿九則 議問ノ條件其方法ヲ議スヘクシテ可否ヲ答フ可ラサル者

ハ第一次會ニ於テ議長其旨ヲ弁明シ各議員退テ其方法ヲ熟考シ所  
見ノ文案ヲ作り之レヲ議長ニ出スハ期日ヲ撰ス稿成ニ從テ封緘シ  
議事係リニ出スヘシ幹事之レヲ収集シ議長ニ出ス議長之レヲ檢シ  
テ委員ニ命シ其同論ノ多キモノヲ選集シテ議案トナシ小會議ヲ經  
テ第二次會期ヲ報知スヘシ

但シ本則第一項議員ヲシテ其方法ヲ考按セシ□ルモノナレハ時  
宜ニ由リ第一次會ニ於テ其旨趣ヲ説明シ直ニ委員數名ヲ命シテ  
其方法ノ考案ヲ草セシメ之レヲ小會議ニ付シテ審議修正ヲ加フ  
可キ者ハ再ヒ委員ヲシテ修正セシメ第二次會ニ至リ其帰着スル  
処ヲ定メテ之レヲ議長ニ申告ス可シ

第三十則 同上ノトキ第一次會畢リテ直チニ第二次會ヲ開キ其方法  
ヲ審議詳論セシメ其同論ノ多キ者ニ帰着ス可シ其ノ増削修正ヲ加  
フ可キ者ハ委員ヲ命シ之ヲ増削修正セシメ小會議ニ付シ其ノ帰着  
スル所ヲ定メ之レヲ議長ニ申□スル事モアルヘシ

第三十一則 各議員自ラ建議セント欲スル者ハ先ツ其議案ヲ議長ニ  
出シ議長之レヲ衆議ニ付シ其立論採ヘシトスル者ハ之レヲ會議ニ



付シ各員其議案ニ付質問スル者アレハ建議者之レニ答弁スヘシ

第三十二則 凡ソ議員ノ建議ニ係ル者ハ議長書記官ヲシテ其議案ヲ朗読セシメ議事ヲ始ム可シ此時ニ方リ建議者尙其旨趣ヲ貫徹センカ為メ捻議員ニ之レヲ説明セント議長ニ乞ヒ書記官朗読ノ後自ラ之レヲ陳述スルコトヲ得ヘシ

但シ建議者発言セントスルニ方テハ其席ニ起立シ議長ニ対シ「発言」ト唱フヘシ議長之レニ答フニ其席次ノ番号ヲ呼フ是ニ於テ発論スル者トス

第三十三則 事重大ニ涉リ議案ノ旨趣書記官一度ノ朗読ニテ貫徹シカタキ者ハ其ノ會議ノ前ニ書記官ヨリ其写ヲ各議員ニ分付スヘシ

第三十四則 議案ノ条件其大意採ヘシト雖モ衆論其尽サ、ル所ヲ修正セントスルニ決定セハ議長其修正如何ヲ更ニ議員ニ問ヒ各所見ヲ尽サシメ書記官又ハ委員ヲ撰ンテ其修正案ヲシ小會議ヲ期シテ之レヲ議ス可シ

第三十五則 議員中甲議員乙議員ニ向ヒ或ハ質問セントセハ其地位ニ起立シ議長ニ向ヒ演述スヘシ亦之レニ答フルモ議長ニ向テ發言スヘシ若シ乙其意ヲ誤解シタルトキハ甲ヨリ議長ニ向テ其誤解シタル所以ヲ説明スルヲ得小會議ノトキハ再三五ニ討論スルヲ得ヘシ

第三十六則 議員堂ニ昇ル帽ヲ脱スルヲ礼トス議員議事ノ規則ヲ犯

シ議長之レヲ警ムルモ敢テ従ハサル者ハ警部官ニ命シテ所置セシムヘシ

第三十七則 議員故アリ闕席ノ節ハ他ノ一員ヘ其議セント欲スル事件ヲ委托シ置クヘシ一員ニテ二員ノ委托ヲ受ク可ラス

議事ノ權務

第三十八則 議事ハ公平中正ヲ宗トシ誹謗罵詈ニ涉ルヲ聽サス

第三十九則 県会ニハ専ラ一県内ノ事ヲ議ス可クシテ泛ク政府ノ大政ヲ議論スルヲ得ス

第四十則 議會ハ事ヲ議スルノ權アリト雖モ之レヲ實際ニ施行スルノ權ヲ有セス

第四十一則 議事ノ可否ヲ決スルハ同論ノ多キ方ニ依拠スヘシ若シ可否相半スルトキハ議長ノ特權ヲ以テ之レヲ決ス可シ

第四十二則 議目要領トスル者左ノ如シ

- 一 民費ノ事
- 一 災害備虞之事
- 一 管内取締及ヒ安寧風儀ニ関スル事
- 一 管内公立学校及ヒ貧院病院ノ事
- 一 諸会社及市場ノ事

- 一 道路堤防橋梁ノ事
- 一 土地ヲ關キ産物ヲ興ス事
- 一 水陸運輸ノ便ヲ開ク事
- 一 県稅ヲ課スル事
- 一 県区内規則ノ事
- 第四十三則 右議目ニ関セサル条件ト雖モ臨時管庁ヨリ議題ヲ出スハ此限ニ非ラス
- 第四十四則 決議□条件ハ之レヲ管庁ニ差出シ管庁ヨリ其事施行シガタキ旨ヲ三十日間ニ説明セサレハ必ス之レヲ施行スル者トス
- 区会之事
- 第一則 区会ハ各大区内便宜ノ地ニ一ノ会場ヲ設置シ毎年四次開場スルヲ恒例トナス
- 第二則 区会ノ議員ハ正副戸長里長ヲ議員トシ以テ成立スルモノナリ
- 第三則 議員ハ区内一般ノ人民ノ代議人タル責ヲ負荷スレハ官令ヲ遵奉シ区内人民ノ情願ヲ通暢セシメ人生ノ当然タル義務ヲ知ラシメ公同利益ヲ振興セシムルヲ以テ己カ任務トナスヘシ
- 第四則 議場ニ於テハ意衷ヲ竭シ毫モ濫スルコトナク讜議極論ヲ要ス其議論スル所忌諱ニ触ル、トモ之ヲ糺彈スルヲ得ス

- 第五則 会場ノ議論其ノ本意ヲ失シ或ハ時所位ニ適セサルトキハ議長ノ特權ヲ以テ其議案ヲ収ム可シ
- 議長及ヒ諸役員ノ事
- 第六則 議長ハ正副区长之レニ充ツヘシ
- 但シ時宜ニヨリ議員中ヨリ撰挙スルコトアル可シ
- 第七則 議事ノ規則ヲ整理スルハ議長ノ職掌ナルヲ以テ若シ之ヲ犯ス者アレハ議長之ヲ退場セシムルノ權アリ
- 第八則 議場書記役ハ正副戸長里長或ハ別ニ適宜ノ者ヲ撰扶シ議長ノ權ヲ以テ臨時之ヲ撰定スヘシ
- 第九則 議員ノ内ニテ三名或ハ五名ヲ公撰シテ幹事トナス幹事ノ内ヨリ一名ヲ公撰シテ幹事長ヲ置クヘシ但シ幹事長ハ他ノ幹事ノ職掌ト別ニ異ナルナシト雖モ議長若シ自己ノ説ヲ述ント欲シテ議列ニ就クトキハ之レカ代理トナリ且小會議ノトキ議長トナルヘシ
- 第十則 議員ハ各小区ヨリ正副戸長ノ内一名里長ノ内二名或ハ三名該区内一般ノ公撰ヲ以議員トナス
- 第十一則 諸事ノ調査ヲ便ニセンカ為メ議長ノ見込ヲ以テ予メ議員ヲ数組ニ分チ弁理セシムヘシ常會臨時會開閉并ニ縦聴ノ事
- 第十二則 常會ハ毎年四次開場トス其日數ハ十日以内タル可シ臨時會ハ管庁ノ命ニヨリ之レヲ開キ或ハ戸長十分ノ六以上ノ申立ニヨ

リ管庁ノ許可ヲ得テ之レヲ開ク其日数七日以内タルヘシ

第十三則 臨時会ニ於テハ其開会スル事件ノ大意ヲ記シ凡ソ会期ノ

五日前ニ其地ニ達スルヲ計リ議長ヨリ各区ニ報スヘシ

第十四則 臨時会ニ於テハ其開会スル事件ノ外ハ議員十分ノ六以上

同議ニアラサレハ議スル事ヲ得ス若シ此場合ニ至ツテ延期スルモ

其日数多クトモ五日ヲ出ツ可ラス

第十五則 時宜ニヨリ管庁ノ命ヲ以テ会議ヲ散スルコト有ルヘシ

第十六則 左ノ場合ニ於テハ延会スヘシ

議員十分五欠席セシ時

議長出席セサル時

第十七則 議事ハ衆庶ノ縦聴ヲ許ス可シ

但シ議事上ノ都合ニヨリ人員ヲ限ルコト有ルヘシ

第十八則 左ノ場合ニ於テハ縦聴ヲ禁スヘシ

議員四分ノ一以上同説ヲ以テ禁セント請フ時

議長自ラ之ヲ禁セントスル時

議事ノ順序ノ事

第十九則 議事ノ順序ハ県会規則第廿四則ヨリ第三十七則ニ至ル迄

ノ規則ニ依準シテ議ス可シ其ノ順序ヲ整肅ニシテ錯雜セサルヲ要

ス

議事ノ權務

第二十則 議事ハ公平中正ヲ宗トシテ誹謗罵詈ニ涉ルヲ禁ス

第二十一則 区会ハ專ラ該区内ノ事ヲ議ス可クシテ泛ク政府ノ大政

及ヒ県内一般ニ関スル事ヲ議論スルヲ得ス

第二十二則 議會ハ事ヲ議スルノ權アツテ之レヲ施行スルノ權ナシ

第二十三則 議事ノ可否ヲ決スルハ同論ノ多キ方ニ依拠ス可シ若シ

可否相半スルトキハ議長ノ特權ヲ以テ之レヲ決スヘシ

第二十四則 議事ノ要領トスル者左ノ如シ

一 民費ノ事

一 区内取締及ヒ安寧風儀ニ関スル事

一 公有財産ノ事

一 災害備虞ノ事

一 公立学校及ヒ貧院病院ノ事

一 諸会社及ヒ諸市場ノ事

一 道路堤防橋梁ノ事

一 土地ヲ關キ物産ヲ興ス事

一 水陸運輸ノ便ヲ開ク事

第二十五則 右議目ニ関セサル条件ト雖モ臨時管庁ヨリ議題ヲ出ス

ハ此限ニ非ス

第二十六則 決議ノ条件ハ区長之レヲ管庁ニ出シ其許可ヲ受テ之レ

ヲ施行スル者トス

第廿七則 決議ノ条件管庁ノ許可ヲ得テ施行スルニ至レハ区長ヨリ

普ク之レヲ区内ニ公告ス可シ

県区議会縦聴規則

第一条 縦聴人ハ開会中午前第九時議場出入口詰番ノ者へ応接シ同

所机上ノ帳簿へ姓名ヲ手記シ扣所へ着席スヘキ事

但已ヲ得サル事故アルノ外猥ニ遅参スル者ハ登場ヲ許サス

第二条 縦聴人席次ハ登場遅速ノ順次ニ因テ之ヲ定ムヘキ事

第三条 議事開席ノ号鐘ヲ聞カハ議場ニ進ミ前条ノ順序ニ因テ列席

スヘキ事

但議場ニ入ル必ス帽ヲ脱シ議長着席セハ礼ヲナスヘシ

第四条 議事ノ際沈黙敬聴シ其旨趣ヲ了解スルヲ要ス或ハ欠伸雑話

私語シ或ハ議場狼歩スル等ノ事最注意シ侮謾放肆ノ挙動一切禁タ

ルヘキ事

第五条 扣所ニ於テ高談笑語シ或ハ罵詈雑論等ヲ禁ス

第六条 議場ニ於テ吹煙飲食等一切禁止ノ事

第七条 若シ前条ノ規則ヲ犯シ或ハ其他粗暴ノ挙動アリテ之ヲ警シ

ムルモ用ヒサル者ハ退席ヲ命シ縦聴ヲ禁ス其所業ニ因テハ警察吏

ヲ以テ詰問セシムヘキ事

(注)了義寺所藏資料に同様のものがある。

(柏木俊孝氏藏)

五 臨時議事会に關する神奈川県権令

野村靖の訓示

臨時議事会緒言

世ノ能ク洪利ヲ興シ鴻害ヲ蠲クモノ未タ必スシモ衆庶共同成否ヲ公  
議スルノ宜ヲ得ルニ因ラズンハ非ルナリ泰西各国ノ美ヲ宇内ニ擅ニ  
スル所以ノモノ又焉ソ此ニ資ラサルヲ得ンヤ是我邦県会区会町村  
会ノ繇テ起ル処ナリ予ノ該県ニ莅ムヤ施治ノ日未タ久シカラス而シ  
テ此臨時議事会ヲ開設スル恐ラクハ新異ヲ好ムノ輕忽ニ出ルノ議ア  
ラント雖トモ此挙ヤ実ニ時態ヲ酌量シ止ムヲ得サルノ衷情ニ出ツ况  
ヤ区費徵集ノ適不適ハ区内人民ノ寧不寧ニ關係スルニ於テヤヤ故ニ  
本月本日ヲトシ開設ノ初辰トナセリ切ニ望ム各議員虚懷平心各挾持  
スル処ナク公論讜議互ニ阿付スル処ナク其議鋒ヲ尽シ其方法ヲ得以  
テ將來人民ノ權利ヲ保有セシメント欲ス各員其レ斯意ヲ諒セヨ

明治九年六月八日

神奈川県権令 野村 靖

(神奈川県布達)

五 町村総代人選挙規則 同改正ならびに

心得書(二一四)

(一)

甲第八十九号

従前之代議人及小前総代并五人組ヲ廢シ更ニ町村総代人兼小区會議員ヲ撰定候条別紙選挙規則并心得書之通相心得公選之上來ル九月十日迄ニ可申出此旨布達候事

但規則第五條中改撰ノ儀ハ毎年二月ト有之候得共今般撰定ノ総代人ハ年月半途ニ付來ル明治十二年二月迄改撰不致候事

明治十年八月十八日

神奈川県権令 野村 靖

(別紙)

町村総代人選挙規則并心得書

第壹章 選挙ノ事

第壹条

町村総代人ハ第二条ノ割合ヲ以テ各宿駅町村毎ニ置モノトス

第二条

宿駅市街ハ一町毎(一町中ニ数丁アルハ之ヲ合スルモノトス)村里ハ一村毎ニ戸数百戸迄ハ二人以上百戸毎ニ壹人ヲ増ス尤三十戸以下ノ宿駅町村ハ最寄隣

町村へ結ヒ合セ選挙スルモ障ナシ然レトモ二箇ノ町村合併シテ二人ヲ置クトキハ必ス甲乙ヨリ一人ツ、ヲ選挙スルコトトス

第三条

総代人ヲ撰ヒ及撰ハル、者ハ其宿駅町村ノ籍ニアル者年以上居住ノ者ニシテ其町村ニ不動産ヲ所有シ国税或ハ県税ヲ納ムル男子ノ戸主ヲシテ投票セシメ其多数ニ因リ之ヲ定ムルモノトス

第四条

第三条合格ノ者ト雖モ左ノ條款ニ当ル者ハ選挙シ又ハ選挙セラル、コトヲ得ス

第壹款 年齢二十年未満ノ者

第二款 官吏区村吏学校教員神官教導職及軍人軍属

第三款 風癪狂疾ニ罹リ或ハ除族懲役及身代限ニ処セラレタル者

者

第四款 娼妓貸坐敷營業及雇人タル者

第五条

総代人ハ毎年二月ヲ定期トシ該小区扱所ニ於テ之ヲ改撰スルコト

トス

但各宿駅町村毎ニ毎年一月中第三条ニ適當スル人名簿ヲ製シ之ヲ小区扱所ト該町村トニ備ヘ置クヘシ

第六條

毎年期月ニ至ラハ該小区戸長及駅町村用掛ハ集会ノ日并時刻ヲ予メ遅クモ当日五日以前ニ該町村へ告知スヘシ

第七條

集会当日病氣或ハ事故アリテ三分ノ一以上欠席スルトキハ該日ノ投票ヲ見合他日ヲ期スヘシ然ル場合ニ於テハ本日ヨリ三日以上後日ニ再会ノ日ヲ刻スヘシ又再会ノ日集員ノ内欠席アルモ該日ノ選挙ヲ遷延スルコトヲ得ス而シテ初会三分ノ一以下欠席ノ者或ハ再会欠席ノ者ハ本日ノ投票ニテ決シタル総代人ハ自己ノ撰挙シタルモノト見做シ後日決シテ異議ヲ称ルコトヲ得サルモノトス

第八條

該宿駅町村ニ於テ第三条ニ適スルモノハ時日ヲ不誤出席シ戸長ノ面前ニ於テ各自記名調印シテ投票スヘシ然ル後投票ノ数ト出席撰挙人ノ数ト符合スルトキハ戸長ハ之ヲ集員ノ面前ニ於テ開札シ高票ノ者ヨリ順次姓名ノ上ニ札数ヲ登記シテ其紙尾ニ本日集会ノ者各記名調印スヘシ而シテ之ヲ二通ニ認メ一ハ区長ヲ經テ県庁ニ進達シ一ハ該小区扱所ニ留メ置ヘシ

但入札同数ナレハ年長者ヲ挙ルヲ規トス若シ年齢同シケレハ抽籤ヲ以テ定ムヘシ

第九條

県庁ニ於テ之ヲ認可スルトキハ左ノ認可状ヲ作り区長ニ向ケ下付シ区長ハ之ヲ本人ニ伝達スヘシ然ルトキハ前満期総代人ハ後期総代人<sup>ヲ</sup>シテ認可状ヲ領手セシ日ヲ以テ解職セシモノトス  
認可状書式

印課	依公選何 <sup>宿</sup> 駅 <sup>町</sup> 村 <sup>村</sup> 総代人タルコトヲ認可ス 姓 名 神奈川 県 年月日 神奈川 県 県印	
----	---	--

第十條

総テ該規則ニ適シ選挙セラル、ト雖モ之ヲ認可スルトセサルハ県令ノ特權ニアルモノトス

第十一條

戸長及駅町村用掛ハ区長ヨリ総代人ニ認可状ヲ伝達セハ直チニ其撰ハレタル者ト満期解職セシ者ノ人名ヲ該駅町村へ普ク告知スヘシ

第十二條

総代人ハ各宿駅町村毎期半数ツ、改選交代スル者トス尤前期総代人ヲ更ニ後期ニ撰挙スルハ障ナシトス

但改選初年半数ヲ存置スルハ総代人中ノ投票ニテ決スヘシ

### 第十三条

総代人ニ選ハレタルモノハ各其義務ヲ尽シ私ニ其職ヲ辞スルコト

ヲ得ス

但医師及代言人ニ限り事業上不得止モノハ此限ニ非スト雖モ認

可状ヲ領手セシヨリ三日以内ニ其事由ヲ申立サルモノハ本文

ノ通タルヘシ

### 第十四条

総代人ノ内若シ第三条四条ニ抵触ヲ生スルカ或ハ死亡等ニテ欠員

スルトキハ其時々之ヲ改選スヘシ

### 第二章 心得ノ事

### 第十五条

総代人ハ該宿駅町村内人民ノ代理人ニシテ且小区會議員ヲ兼任ス

ヘシ尤給料ハ之レナキト雖トモ旅費ヲ支給スルハ其宿駅町村ノ適

宜ニ任スヘシ

但総代人議員ハ固ヨリ吏員ニ非レハ吏務ニ関セサルハ勿論且代

言人ノ業ヲ営ムコトヲ得ス

### 第十六条

県庁及区戸長ヨリ一宿駅町村一般人民ニ係ル事件ニ因リ其意見ヲ

尋問及フコトアルトキハ其町村総代人ニ対シ其事由ヲ尋問シ其答

フル処ハ其人民ノ一同答フルモノト見認ルヲ以テ成規トス然ル上

ハ其答ヘタル条件ニ就キ他日該人民ヨリ異議ヲ称フル権理ナキモ

ノトス故ニ総代人ノ答議書ハ必ス記名調印セシモノヲ要シ記名調

印ナキハ答議ノ効ナキモノトス

但町村ニ於テ金穀ヲ公借シ若クハ共有ノ地所建物等ヲ売買シ及

土木ヲ起功スルトキハ明治九年第三百三拾号公布ノ通正副区戸長

并其宿駅町村内不動産所有ノ者六分以上之ニ連印スルヲ要スル

ヲ以テ本文ノ限ニ非ス

### 第十七条

総代人ハ該区々戸長及該駅町村用掛ノ進退アルトキハ之ヲ投票選

挙スルコトトス

但官選ヲ以テ申付ル節ハ此限ニ非ス

### 第十八条

総代人在職中旅行等一週日間以上不在ノ事故アルトキハ其旨戸長

ヘ申出ルヲ定規トス

甲第九拾七号

(一)

本年八月甲第八拾九号ヲ以及布達候町村総代人選挙規則心得書ノ内  
第拾七条本文エ左ノ通追加候条此旨布達候事

明治十年八月三十日

神奈川県権令 野村 靖

尤駅町村用懸ニ限り総代人ヲ選挙スルノ権アル人民ト共ニ投票スヘ  
シ

甲第四十一号

(二)

明治十年八月本県甲第八十九号布達町村総代人規則第十六条但書左ノ  
通改正候条此旨布達候事

明治十一年三月十六日

神奈川県権令 野村 靖

但町村ニ於テ金穀ヲ公借シ若クハ共有ノ地所建物等ヲ売買シ及  
土木ヲ起功スルトキハ明治九年第三百三十号公布第二条ノ通正副  
区戸長并其宿駅町村内不動産所有ノ者六分以上之ニ連印スルヲ  
要スヘシト雖モ都合ニヨリ該町村総代人ヲ以テ右公布第二条但  
書ノ代理人タラシムルモ妨ケナシ

甲第四拾五号

(四)

明治十年八月本県甲第八拾九号布達町村総代人選挙規則中第十条删除  
シ第十一条ヲ第十条トシ以下逐次繰上候条此旨布達候事

明治十一年三月廿一日

神奈川県権令 野村 靖

(神奈川県布達)

丙 町村総代人選挙規則施行に関する件達

乙第七十一号

各大区

正副区戸長

本年甲第八十九号ヲ以町村総代人選挙之儀布達及ヒ候処学校世話役  
同世話掛及道路橋梁掛之儀ハ該規則第四条第二項ニ関セサル儀ト相  
心得其旨区内人民ヘモ通示可致此旨相達候事

事

但総代人ニ撰マル、モノト雖モ本文之勤務ハ是迄之通ト可心得

明治十年九月四日

神奈川県権令 野村 靖

(神奈川県布達)



五 町村総代人選挙実施督促に関する件達

乙第七十五号

各大区

正副区戸長

本年甲第八十九号ヲ以町村惣代人選挙ノ上本月十日迄ニ可申出旨布達及置候処今以進達不致区モ有之不都合ニ候条至急取纏差出候様可致此旨相達候事

明治十年九月十一日

神奈川県権令 野村 靖

(神奈川県布達)

六 総代人選出に関する村内規定書

惣代人撰挙ニ付村内規定書

本年甲第八拾九号ノ御布達ニ因リ従前之代議人及小前惣代五人組ヲ廃シ更ニ百戸迄ハ貳名ノ村総代ヲ置ク左ノ如シ

第壹条

当村ヲキテハ左ノ人名ノ内ヲ以テ総代人貳名ヲ撰挙スヘキ事

第貳条

総代人ヲ撰挙スルハ投票ノ上貳小区扱所ニ於テ開票シ高票ノ者ヲシ

テ撰定スヘキ事

第三条

高票ノ者ハ必ス異儀ナク勤務スヘキ事

第四条

総代ヲ勤務スル者ニ対シ一同於テ毫モ苦情ハ醸サマル事

第五条

総代人改撰ハ明治拾貳年二月迄不致事  
右規定ヲ確守スルタメ連署スル如件

明治十年九月十四日

第貳拾貳大区貳小区

淘綾郡高麗村

大沢 平右衛門 (印)

諸星 伝左衛門 (印)

坂下 半右衛門 (印)

坂口 幸太郎 (印)

福西 米吉 (印)

川口 五助 (印)

内田 茂平治 (印)

内田 孫兵衛 (印)

片野 作右衛門 (印)

小嶋 仙之助 (印)

草山 宗兵衛 (印)

青嶋 勝五郎 (印)

小島 太助 (印)

高橋 庄兵衛 (印)

中村 藤七 (印)

高橋 勇吉 (印)

第2章 大区小区制

投票	四拾壹枚	吉川	藏之助
全	三拾六枚	高橋	庄兵衛
青木	伝右衛門(印)	片野	新五郎(印)
片野	甚右衛門(印)	吉川	金三郎(印)
浅沼	弥左衛門(印)	久保田	福松
青木	由兵衛(印)	大沢	吉兵衛(印)
曾根田	平兵衛(印)	青木	庄左衛門(印)
今井	磯五郎(印)	茅沼	次郎吉(印)
藤田	清七(印)	大沢	兼吉(印)
高橋	直治郎(印)	吉川	藏之助(印)
曾根田	平七(印)	片野	仁左衛門(印)
小島	寅治郎(印)	今井	由右衛門(印)
原田	清吉(印)	小幡	喜之助(印)
青木	林藏(印)	小幡	長兵衛(印)
青木	金兵衛(印)	小島	嘉七(印)

村用掛  
曾根田 重兵衛殿

全補助  
片野 友右衛門殿

全 四枚 中村 藤七  
全 貳枚 青木 林藏  
全 壹枚 青木 伝右衛門 (曾根田重和氏藏)

六 神奈川県小区会および大区会議事規則  
同追加(一一三)  
(二)

甲第一百七号  
先般甲第八拾九号ヲ以テ町村総代人兼小区會議員撰挙ノ儀及布達置候就テハ別紙ノ通小区會議事規則相定候条此旨布達候事  
明治十年九月十五日 神奈川県権令 野村 靖 (別紙)

小区會議事規則  
第一条  
小区會議員ハ該区内町村惣代人ヨリ之レヲ兼任スルモノトス  
第二条  
議會ハ年二次即チ二月八月最初ノ月曜日ヲ以テ定日トス尤一日ニテ終ラサル要件ハ衆議ニ寄り連開スルヲ得ヘシ

但臨時議スヘキ要件アリテ総議員三分ノ一以上連署シテ會議ヲ開  
カンコトヲ乞フトキト県庁ヨリ特ニ議案ヲ下付スルトキハ常例外  
開場スルコトアルヘシ

第三条

會議時限ハ午前第九時ヨリ始ムルモノトス

第四条

当日定刻ニ至リ総議員ノ半以上欠席アルトキハ會議ヲ開クコトヲ得  
ス然ル場合ニ於テハ議長ハ当日ヨリ五日以内ニ再会ノ日ヲ刻シテ衆  
議員ニ通スヘシ尤再会ノ日ハ欠員ノ多寡ニ拘ラス発会スルモノトス  
但当日半以下欠席及再会ノ日集會セサルモノハ後日其議事ニ付不  
同意ヲ申立ルノ權ナキハ勿論タルヘシ

第五条

議長ハ毎年初会ニ衆議員中ヨリ互撰投票ヲ以テ定メ該年中之ニ任ス  
ルモノトス

但事故アリ議長欠席ノ節ハ其時々衆議員中ヨリ撰定スルモノトス  
尤時トシテハ該小区戸長ヲ以テ議長トスルモ妨ケナシ

第六条

幹事及書記ハ該小区扱所書役ヲ以テ之ニ充ルモノトス

第七条

議員ノ席次ハ毎年初会ニ抽籤ヲ以テ定メ該年中之ヲ用ユルモノトス  
第八條  
議員ハ各議員ノ満足スヘキ明了タル事故ノ確証アルニ非レハ私ニ欠  
席スルコトヲ得サルモノトス

第九条

議案ヲ出スハ會議ノ七日前迄ニ書記ヘ出シ書記ハ之ヲ直ニ議長ヘ出  
シ議長ハ速ニ各議員ヘ達示スルコトトス

第十条

議員ハ専ラ虚心公平ヲ旨トシ敢テ暴慢雷同ノ舉動アルヘカラス  
但會議中他事ヲ私議シ及ヒ無故其席ヲ離ル可ラサルハ勿論ナルヘ  
シ

第十一条

議事ハ衆説ノ多寡ヲ以テ可否ヲ決スルモノトス  
但可否ノ説相半スルトキハ議長ノ見込ヲ以テ之ヲ決スヘシ

第十二条

議事ハ總テ議長ニ対シテ發言スルモノトス尤時トシテハ議長ノ見込  
ヲ以テ甲乙兩員対議セシムルコトアルヘシ

但議員ハ議場ニ於テ發言スルトキハ都テ起立スルヲ例トス

第十三条

議員ハ発言セント欲スルトキハ議長ニ向ヒ何番議員ト我席次ノ番号ヲ呼ビ議長ノ之ニ答フルヲ待テ弁議スルモノトス

但議員ハ必ス一人ツ、発言スルヲ規トス若シ二人以上同時ニ発言スルトキハ議長ハ先ツ発言セント見認ル者ヲシテ弁議セシムヘシ

第十四条

議長ハ討議稍定リタルトキハ各議員ノ同意不同意ヲ問ヒ其可否ノ多寡ヲ決スヘシ

第十五条

議員ハ素ヨリ区内人民ノ代議ヲ託スルトコロノ者ナレハ此會議ニテ決議スル事件ハ即チ区内人民ノ決シタルモノト見認ルヲ以テ人民ニ於テハ之ニ異議ヲ称ルノ権理ナキモノトス

第十六条

小区会ニ於テハ該区ニ係ル民費予算非常予備ノ蓄積法道路橋梁ノ修造教育上其他共有物保存等ノコトヲ議スルモノトス

第十七条

議會ニ於テ議定シタル条件ハ其旨趣ヲ明瞭ニ書記シ各議員記名調印シ議長ヨリ該区戸長及ヒ区长ヲ経テ之ヲ県庁ニ開申シ指揮ヲ請フモノトス然レトモ之ヲ施行スルトセサルハ県令ノ特權ニアルヘシ  
但兼テ区戸長於テ施行スル成規アルモノハ此限ニ非ス

第十八条

時宜ニヨリ該区戸長ハ此會議ニ參シ所見ヲ陳スルヲ得ルト雖モ其議案ノ可否ヲ決スル数中ニ入ルコトヲ得サルモノトス

但教育上ニ付議會ヲ開クトキハ該小区内学校世話役小学教員ノ内該場ニ出頭シテ意見ヲ陳述スヘシ尤可決数中ニ入ラサルハ本案ノ通タルヘシ

第十九条

県庁或ハ区務所等ヨリ議案ヲ付シタルトキハ答弁トシテ主務ノ者參会スルコトアルヘシ

第二十条

會議ヲ傍聴セント欲スル者ハ本会幹事ニ名刺ヲ出シ承諾ヲ得テ傍聴席ニ就ク可シ尤傍聴中私語喫烟スルヲ許サス且議事ニ支障ヲ生スル挙動アルトキハ直チニ退席セシムヘシ  
但多人數ニシテ場席ナキトキハ人員ヲ限ルコトアルヘシ

(二)

甲第百八号

今般甲第百七号ヲ以テ小区會開設ノ儀及布達候処猶大区會ヲ開キ別紙ノ通大区會議事規則相定候条右ニ準拠シ議員撰挙ノ上來ル十月十

五日マテニ可申出此旨布達候事

但規則第二条中改撰ノ儀ハ毎年ト有之候得共今般撰定ノ議員ハ年

月半途ニ付明治十二年マテ改撰不致儀ト可心得候事

明治十年九月十八日

神奈川県権令 野村 靖

(別紙)

大区会議事規則

第一章 議員撰挙ノ事

第一条

大区會議員ハ戸数三百戸ニ付一人ノ割合ヲ以テ該区町村総代人中ヨリ互撰投票ニテ之ヲ置モノトス

但第一第廿一第廿二大区ハ四百戸ニ付一人ノ割合タルヘシ

第二条

議員ノ任期ハ二年トス尤改撰定期ハ毎年二月町村総代人ノ認可状ヲ受終リタル日ヨリ起算シテ一週日以内トシ毎半年数ツ、改撰交代スルモノトス

但改撰初年半数ヲ存置スルハ町村総代人中ノ投票ニテ決スヘシ

第三条

議員ノ撰挙ハ該区務所ニ於テシ区长之方検査員トナルヘシ而シテ其撰挙ニ当リタル者ノ姓名ヲ区长ヨリ県庁ヘ進達シ県庁於テ之ニ認可

状ヲ与フルモノトス

第四条

議員ハ総代人ヨリ撰挙セラル、ト雖モ其町村総代人タルヲ退クモノ

ニ非ス併テ之ヲ負担スルモノトス

第五条

議員ニ撰マレタル者ハ私ニ其職ヲ辞スルコトヲ不得尤死亡等ニテ欠員スルトキハ其時々改撰スヘシ

第二章 議事心得ノ事

第六条

議會ハ年二次即チ三月九月最初ノ月曜日ヲ以テ定日トス尤一日ニテ終ラザル要件ハ衆議ニ寄り連開スルヲ得ヘシ

但臨時議スヘキ要件アリテ總議員三分ノ一以上連署シテ會議ヲ開カントコトヲ乞フトキト県庁ヨリ特ニ議案ヲ下付スルトキハ常例外開場スルコトアルヘシ

第七条

會議時限ハ午前第九時ヨリ始ムルモノトス

第八条

当日定刻ニ至リ總議員ノ半以上欠席アルトキハ會議ヲ開クコトヲ不得然ル場合ニ於テハ議長ハ当日ヨリ五日以内ニ再会ノ日ヲ刻シテ衆

議員ニ通スヘシ尤再会ノ日ハ欠員ノ多寡ニ拘ハラズ発会スルモノトス

但当日半以下欠席及再会ノ日集会セザル者ハ後日其議事ニ付不同意ヲ申立ルノ權ナキハ勿論タルヘシ

第九条

議長ハ毎年初会ニ衆議員中ヨリ互選投票ヲ以定メ該年中之二任スルモノトス

但事故アリ議長欠席ノ節ハ其時々衆議員中ヨリ撰定スルモノトス尤時トシテハ該大区々長ヲ以テ議長トスルモ妨ケナシ

第十條

幹事及書記ハ区務所筆生ヲ以テ之ニ充ルモノトス

第十一條

議員ノ席次ハ毎年初会ニ抽籤ヲ以定メ該年中之ヲ用ユルモノトス

第十二條

議員ハ各議員ノ満足スヘキ明了タル事故ノ確証アルニ非レハ私ニ欠席スルコトヲ得サルモノトス

第十三條

議案ヲ出スハ会議ノ七日前迄ニ書記ヘ出シ書記ハ之ヲ直ニ議長ヘ出シ議長ハ速ニ各議員ヘ達示スルコトトス

第十四條

議員ハ専ラ虚心公平ヲ旨トシ敢テ暴慢雷同ノ挙動アルヘカラス

但会議中他事ヲ私議シ及ヒ無故其席ヲ離ル可ラサルハ勿論ナルヘシ

第十五條

議事ハ衆説ノ多寡ヲ以可否ヲ決スルモノトス

但可否ノ説相半スルトキハ議長ノ見込ヲ以之ヲ決スヘシ

第十六條

議事ハ総テ議長ニ対シテ發言スルモノトス尤時トシテハ議長ノ見込ヲ以甲乙両員対議セシムルコトアルヘシ

但議員ハ議場ニ於テ發言スルトキハ都テ起立スルヲ例トス

第十七條

議員ハ發言セント欲スルトキハ議長ニ向ヒ何番議員ト我席次ノ番号ヲ呼ビ議長ノ之ニ答フルヲ待テ弁議スルモノトス

但議員ハ必ス一人ツ、發言スルヲ規トス若シ二人以上同時ニ發言スルトキハ議長ハ先ツ發言セシト見認ル者ヲシテ弁議セシムヘシ

第十八條

議長ハ討論稍定リタルトキハ各議員ノ同意不同意ヲ問ヒ其可否ノ多寡ヲ決スヘシ

第十九条

議員ハ素ヨリ区内人民ノ代議ヲ託スルトコロノ者ナレハ此會議ニテ決議スル事件ハ即チ区内人民ノ決シタルモノト見認ルヲ以テ人民ニ於テハ之ニ異議ヲ称ルノ權利ナキモノトス

第貳拾条

大区会ニ於テハ該区ニ係ル民費予算非常予備ノ蓄積法道路橋梁ノ修造教育上ノ其他共有物保存等ノコトヲ議スルモノトス

第廿一条

議會ニテ議定シタル条件ハ其旨趣ヲ明瞭ニ書記シ各議員記名調印シ議長ヨリ該区长ヲ經テ之ヲ県庁ニ開申シ指揮ヲ請フモノトス然レトモ之ヲ施行スルトセサルハ県令ノ特權ニアルヘシ

但兼テ区长於テ施行スル成規アルモノハ此限ニ非ス

第廿二条

時宜ニヨリ該区戸長ハ此會議ニ參シ所見ヲ陳スルヲ得ルト雖モ其議案ノ可否ヲ決スル数中ニ入ルコトヲ得サルモノトス

但教育上ニ付議會ヲ開クトキハ該区学区取締ハ該場ニ出頭シテ意見ヲ陳述スヘシ尤可否決数中ニ入ラサルハ本条ノ通タルヘシ

第廿三条

県庁ヨリ議案ヲ下付シタルトキ或ヒハ各議員ヘ対シ諮詢スル事等ア

ルトキハ県令及掛リ官員參会スルコトアルヘシ

第廿四条

會議ヲ傍聴セント欲スル者ハ本会幹事ニ名刺ヲ出シ承諾ヲ得テ傍聴席ニ就ク可シ尤傍聴中私語喫烟スルヲ許サス且議事ニ支障ヲ生スル挙動アルトキハ直チニ退席セシムヘシ

但多人數ニシテ場席ナキトキハ人員ヲ限ルコトアルヘシ

(三)

甲第二十二号

本年本県甲第二十一号ヲ以教育會議規則廢止候就テハ明治十年九月甲第七号同百八号布達大小区會議事規則中左ノ通追加候条此旨布達候事

明治十一年二月十五日

神奈川県権令 野村 靖

一 小区會規則第十六条及ヒ大区會規則第廿条中修造ノ下ヘ「教育上」ノ三字ヲ加フ

一 小区會規則第十八条ヘ左ノ但書ヲ加フ

但教育上ニ付議會ヲ開クトキハ該小区内学校世話役小学教員ノ内該場ニ出頭シテ意見ヲ陳述スヘシ尤可否決数中ニ入ラサルハ

本条ノ通タルヘシ

一 大区会規則第廿二条ヘ左ノ但書ヲ加フ

但教育上ニ付議會ヲ開クトキハ該区学区取締ハ該場ニ出頭シテ  
意見ヲ陳述スヘシ尤可否決数中ニ入ラサルハ本条ノ通タルヘシ

(神奈川県布達)

第三条

議員ノ撰挙ハ県庁ニ於テ県令之カ検査員トナリ其撰挙ニ当リタル者  
ヘ認可状ヲ与フルモノトス

第四条

議員ニ撰マレタル者ハ私ニ其職ヲ辞スルコトヲ得ス尤死亡等ニテ欠  
員スルトキハ其時々改撰スヘシ

第二章 議事心得ノ事

第五条

議會ハ年二次即チ四月十月最初ノ月曜日ヲ以テ定日トス尤一日ニ議  
シ終ラサルトキハ連開スルヲ得ヘシ

第六条

臨時議スヘキ要件アリテ総議員三分ノ一以上連署シテ會議ヲ開カン  
コトヲ乞フ時ト県庁ヨリ特ニ議案ヲ下付スルトキハ常例外開場スル  
コトアルヘシ

第七条

會議時限ハ午前第九時ヨリ始ムルモノトス

第八条

当日定刻ニ至リ総議員ノ半以上欠席アルトキハ會議ヲ開クコトヲ不  
得然ル場合ニ於テハ五日以内ニ再会ノ日ヲ刻シテ幹事ヨリ衆議員ニ

## 六二 県會議事規則

甲第二十号号

従來之県会及教育會議規則ヲ廢シ更ニ別紙規則之通県会開設候条此  
旨布達候事

但今般議員撰挙日限ノ儀ハ追テ可相達事

明治十一年二月十四日

神奈川県權令 野村 靖

(別紙)

県會議事規則

第一章 議員撰挙ノ事

第一条

県會議員ハ各大区議員中ヨリ互撰投票ヲ以二人ツ、ヲ置モノトス

第二条

議員ノ任期ヲ二年トシ改撰ハ隔年三月ヲ以定期トス



通スヘシ尤再会ノ日ハ仮令欠員アルモ其多寡ニ拘ハラズ発会スルモノトス

第九条

当日半以下及再会ノ日欠席スルモノハ後日其議事ニ付異議ヲ称フルノ權ナキハ勿論タルヘシ

第十条

議長ハ毎会議員中ヨリ互選投票ヲ以定ルモノトス尤時トシテハ合或ハ書記官ヲ以之ニ任スルコトアルヘシ

第十一条

幹事及書記ハ県庁第一課議事主任ノ者ヲ以之ニ充ルモノトス

第十二条

議員ノ席次ハ毎年初会ニ抽籤ヲ以定メ該年中之ヲ用ユルモノトス

第十三条

議員ハ各議員ノ満足スヘキ明了タル事故ノ確証アルニ非レハ私ニ欠席スルコトヲ得サルモノトス

第十四条

議案ヲ出スハ会議ノ十五日前迄ニ県庁第一課ニ出シ該課於テハ直チニ調査ノ上之ヲ各議員ニ達示スルコトトス

第十五条

議員ハ専ラ虚心公平ヲ旨トシ敢テ暴慢雷同ノ舉動アルヘカラス且會議中他事ヲ私議シ及ヒ故ナク其席ヲ離ル可ラサルハ勿論ナルヘシ

第十六条

議事ハ衆説ノ多寡ヲ以可否ヲ決スルモノトス尤可否ノ説相半スルトキハ議長ノ見込ヲ以之ヲ決スヘシ

第十七条

議員ハ議場ニ於テ発言スルトキハ都テ起立スルヲ規トシ且總テ議長ニ対シテ發言スルモノトス尤時トシテハ議長ノ見込ヲ以甲乙兩員対議セシムルコトアルヘシ

第十八条

議員ハ必ス一人ツ、發言スルヲ規トス若シ二人以上同時ニ發言スルトキハ議長ハ先ツ發言セシト見認ル者ヲシテ弁議セシムヘシ

第十九条

議員ハ發言セント欲スルトキハ議長ニ向ヒ何番議員ト我席次ノ番号ヲ呼ビ議長ノ之ニ答フルヲ待テ弁議スルモノトス

第二十条

議長ハ討議稍定リタルトキハ各議員ノ同意不同意ヲ問ヒ其可否ノ多寡ヲ決スヘシ

第二十一条

## 第2章 大区小区制

県会於テハ県内一般ニ係ル民費賦課予備蓄積教育勸業共有物保存等  
其他一般人ノ利害ニ関スルコトヲ議スルモノトス

### 第廿二条

県会於テ議定シタル条件ハ其旨趣ヲ明了ニ書記シ各議員記名調印シ  
議長ヨリ之ヲ県令ニ出シ指揮ヲ請フモノトス然レトモ之ヲ施行スル  
トセサルハ県令ノ特権ニアルヘシ

### 第廿三条

議員ハ素ヨリ県内人民一般ノ代議ヲ託スルトコロノ者ナレハ此会議  
ニテ決スル事件ハ即チ管内人民ノ決シタルモノト見認ルヲ以テ例規  
トス

### 第廿四条

各区長ハ正副ノ内耆員議場ニ出頭シテ該議員ノ中ニ加リ意見ヲ陳述  
スヘシ又其議件ニ依リテハ本県官吏モ該場ニ出頭シテ意見ヲ陳述ス  
ルコトアルヘシ然レトモ共ニ議案ノ可否ヲ決スル数中ニ入ルコトヲ  
得サルモノトス

### 第廿五条

教育上ニ付議會ヲ開クトキハ学区取締師範訓導等該場ニ出頭シテ意  
見ヲ陳述スヘシ尤可否決数中ニ入ラサルハ第二十四条ノ通タルヘシ

### 第廿六条

県庁ヨリ議案ヲ出ストキハ其主務ノ官員答弁者ト為リ又議員ノ中ヨ  
リ議案ヲ出ストキハ該議員答弁者トナリ其議案ニ対シテハ議員ト為  
ルコトヲ得サルモノトス

### 第廿七条

會議ヲ傍聴セント欲スル者ハ本会幹事ニ名刺ヲ出シ承諾ヲ得テ傍聴  
席ニ就クヘシ尤開場中議場ヲ出入シ及ヒ私語喫烟スルヲ許サス且議  
事ニ支障ヲ生スル挙動アルトキハ直チニ退席セシメ又多人数ニシテ  
場席ナキトキハ人員ヲ限ルコトアルヘシ

(神奈川県布達)